

埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想変更のポイント

業務核都市とは

- ・ 業務核都市制度は、東京中心部への諸機能の集中による職住遠隔化等の大都市問題を解決していくため、多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年）において定められています。現在、埼玉中枢都市圏のほか 8 つの業務核都市において基本構想が策定されています。
- ・ 業務核都市は、東京圏における諸機能の適正な配置先としての役割を果たすとともに、自立性の高い地域の中心として、また広域的な機能を担う広域連携拠点として育成・整備をすることとされています。
- ・ 業務核都市においては、都県又は政令市が基本構想を作成し、主務大臣が同意します。
- ・ 本構想の変更により、追加した中核的施設の整備に対し税制面、資金面等での支援措置が受けられるほか、基本構想に定めた公共施設の整備については、国等の積極的な支援が図られることとなります。

1 既存の業務施設集積地区において中核的施設を追加

大宮・さいたま新都心及び周辺地区において、商業、文化機能の向上に資するさいたま新都心 1 4 街区シネマコンプレックスを追加するなど 8 施設を中核的施設として追加します。

《追加した中核的施設一覧》

- ・ さいたま新都心 1 6 街区駐車場
- ・ さいたま新都心 1 4 街区シネマコンプレックス
- ・ さいたま新都心 1 4 街区多目的広場
- ・ さいたま新都心 1 4 街区歩行者デッキ
- ・ さいたま新都心 4 街区会議場
- ・ さいたま新都心 4 街区健康サポートセンター
- ・ さいたま新都心 5 街区ショールーム
- ・ さいたま新都心 5 街区歩行者デッキ

2 構想内容の時点修正

(1) 市名等の変更

浦和市、大宮市、与野市が合併し、さいたま市となったこと及び政令市になったことに伴う市名、区名等の変更・追加

(2) 事業の修正

変更、廃止になった事業内容について修正

- ・ 埼玉コロシウム さいたまスーパーアリーナ
- ・ 多目的広場 けやきひろば 等

(3) 各種計画名等の時点修正

- ・ 第四次全国総合開発計画 21世紀の国土のグランドデザイン
- ・ 第4次首都圏基本計画 第5次首都圏基本計画
- ・ 埼玉県新長期構想 埼玉県長期ビジョン 等